

技能実習実施困難時届出時の注意事項

1. 技能実習実施困難時届出書の提出について

実習実施者(企業単独型)・監理団体(団体監理型)は、技能実習の実施が困難となった場合には、**技能実習実施困難時届出書(省令様式第9号(企業単独型)、同第18号(団体監理型))**を作成の上、管轄する機構の地方事務所・支所の認定課に提出しなければなりません。

様式は、機構のホームページからダウンロードできます(片面印刷でお願いします)。

2. 提出先・必要書類等について

提出先

技能実習実施困難時届出書の提出は、申請者・実習実施者の住所地(法人の場合にあっては当該法人の本店の所在地)を管轄する機構の地方事務所・支所の認定課です。

提出方法

提出は、地方事務所等に持参するか、郵送による方法でお願いします。なお、郵送での提出の場合は、原則として書留等(対面で届き、かつ受領印又は受領の際の署名を行い、かつ、「信書」を送ることができる方式)によってください。

届出書は届出者が自ら記載することが求められますが、届出書の提出を届出者以外が行うこともできます(この場合、届出者から届出者以外に委任したことを明らかにする委任状の提出が必要となります。)

記載事項

記載にあたっては、技能実習実施困難時届出書末尾の「(注意)」を参照願います。

添付書類 留意事項

技能実習生が技能実習計画を中止して途中で帰国することとなる場合には、技能実習生の意思に反して帰国する必要がないことの説明や帰国の意思確認を書面(次葉参照)により十分に行ったことの資料を添えて届け出る必要があります。

なお、技能実習生が途中帰国する方針が決まった時点で、当該書面を添付した上で**必ず帰国する前に届け出て(郵送の場合は必着)ください。**

意思確認書面(例)

本件意思確認書面は、あくまで例示であり、実習生の実情によって加筆また資料の添付を願います(母国語も併記をお願いします)。

また、実習生自身が自筆で母国語により記載することが必要です。
なお、提出時には「理由部分」は日本語訳を付して下さい。

私は、〇〇の理由により、技能実習を途中で中止して帰国することになりましたが、
(母国語併記)

- ・ 意思に反して帰国する必要のない旨の説明を受けたこと。
- ・ 意思に反して帰国するものではないこと。

に間違いありません。

記載日付
実習生署名

実習実施者
住所
署名